

講師要件

- 1 講師は、担当する科目に関し、十分な知識、経験を持つ者を充てるものとし、具体的には下記の講師要件を満たし、その資格に係る実務経験・教員歴等を概ね5年以上有する者（医師を除く）であること。
- 2 講習会内容の偏りを防ぐため、1の講習会について、3名以上の講師で担当すること。
- 3 演習を担当する講師については、十分な指導體制を確保するため、講師1名につき、受講者が概ね50名を越えない程度の割合で担当すること。
- 4 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。
- 5 講師の経歴、資格、実務経験等を明らかにした講師一覧及び講師履歴を整備すること。

科 目	講 師 要 件
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
(1)福祉用具の役割	保健師 看護師 理学療法士 作業療法士 福祉用具専門相談員 公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者（以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。） 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員（非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。） 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2)福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	
2 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1)介護保険制度等の考え方と仕組み	高齢者保健福祉を担当している行政職員 保健師 看護師 理学療法士 作業療法士 社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員 大学院等教員 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2)介護サービスにおける視点	
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1)からだところの理解	医師 保健師 看護師 理学療法士 作業療法士 精神保健福祉士 大学院等教員 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2)リハビリテーション	医師 理学療法士 作業療法士 大学院等教員 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(3)高齢者の日常生活の理解	保健師 看護師 理学療法士 作業療法士 介護福祉士 介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員（以下「介護機器相談指導員」という。） 大学院等教員 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(4)介護技術	
(5)住環境と住宅改修	理学療法士 作業療法士 福祉用具専門相談員 福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 福祉用具プランナー研修修了者 1級・2級建築士 大学院等教員 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

4 個別の福祉用具に関する知識・技術	
(1)福祉用具の特徴	保健師 看護師 理学療法士 作業療法士 介護福祉士 福祉用具専門相談員 福祉用具プランナー研修修了者 介護機器 相談指導員 大学院等教員 前記以外の者でその業績を審査する ことによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2)福祉用具の活用	
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
(1)福祉用具の供給の仕組み	保健師 看護師 理学療法士 作業療法士 介護福祉士 福祉用具専門相談員 福祉用具プランナー研修修了者 大学院等 教員 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の 担当に適任であると特に認められる者
(2)福祉用具貸与計画等の意義と活用	
6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	保健師 看護師 理学療法士 作業療法士 介護福祉士 福祉用具専門相談員 福祉用具プランナー研修修了者 大学院等 教員 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の 担当に適任であると特に認められる者